

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和3年9月1日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和34年鹿沼市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の3項を加える。

(感染症等防疫救護手当の特例)

- 2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に対応するために緊急に行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症等防疫救護手当を支給する。この場合において、第3条の規定は、適用しない。
- 3 前項に規定する手当は、規則で定める期間において作業に従事した職員に対して、支給する。
- 4 附則第2項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲で規則で定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿沼市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和3年4月1日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の鹿沼市職員

の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された感染症等防疫救護手当（改正後の条例附則第2項に規定する作業に限る。）は、同項の規定による感染症等防疫救護手当の内払とみなす。